

第3章 施設計画

下関市本庁舎耐震改修等設計 基本設計説明書

3-（１） 敷地利用計画

3-(1)-a 敷地利用計画

■敷地利用計画の基本的考え方

「自然と歴史と人が織りなす交流都市」を都市づくりの基本理念として掲げる下関市における本計画敷地の敷地利用計画にあたっては、下記に示す本市の都市計画マスタープランの「目指すべき将来像」に配慮した改修計画とします。

- | | | |
|--|--------|--|
| 1. 情報があふれ、活動しやすい便利なまち（都市基盤） | ・・・・・・ | 視認性のよい施設配置計画とし、案内サインや標識を適切に設ける。 |
| 2. 人と自然にやさしく安全で安心して暮らせるまち（自然環境・生活環境） | ・・・・・・ | 植栽の緑に溢れる外構計画とし、ユニバーサルデザインを徹底する計画とする。 |
| 3. 将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまち（産業振興） | ・・・・・・ | 周辺の商店街との連携を視野に入れた施設計画とし、イベント開催等活気あるまちづくりに寄与できる計画とする。 |
| 4. 観光や交流から生まれる多彩で魅力あるまち（観光振興） | ・・・・・・ | エントランスホール等に地域の情報を得られる施設を計画する等、観光客の利用を考慮した計画とする。 |
| 5. 誰もが健康で、ふれあいを大切にした温かみのあるまち（保健・医療・福祉） | ・・・・・・ | 保健・福祉系の窓口を建物低層階に配置し、交流を育む空間を設え、温かみのある施設づくりを実現する。 |
| 6. 地域の特色を活かしたまなびのまち（教育・文化） | ・・・・・・ | 建物の外観デザインや内外装材に地域固有のものを取り入れ、歴史や文化を継承する計画とする。 |
| 7. 市民も企業も行政もみんなで担える元気なまち（協働のまちづくり） | ・・・・・・ | 多目的に使用できる市民広場やエントランスホールを設け、市民・企業・行政の協働を促す計画とする。 |

■市民広場ゾーン（下関市役所本庁舎屋外整備 基本設計説明書より）

- ・市民の交流と憩いの場となる広場を設け、唐戸方面からの来訪者を迎え入れる計画。
- ・本庁舎（本館）や本庁舎（新館）に人々を導く歩道を設けるとともに、車寄せを設け、公共交通機関（バス・タクシー等）の乗降部分を設置。
- ・既存の広場のイメージを継承・拡張し、上記の車寄せや車路部分も含めて多目的に利用できる広場として運用可能な計画。
- ・敷地北西端部に位置する駐車場棟への、車両アプローチに支障のない計画。
- ・駐車場への歩行者の直接的な接続は取らず、市民に混乱をきたすことのない計画。

■本庁舎（新館）ゾーン（下関市市民サービスセンター棟（仮称）基本設計説明書より）

- ・本庁舎（新館）は、旧教育委員会等の建物や既存保健所建物部分に建設。
- ・敷地南西側エリアに位置し、唐戸側の交差点からの景観に対し、エントランスホールを前面に高層棟が本庁舎の後方に見え、圧迫感が低減できる計画。

■本庁舎（本館）ゾーン

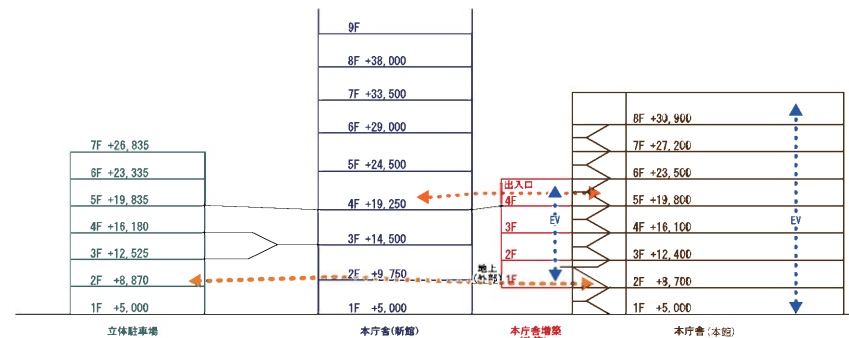
- ・既存建物を改修して使用する本庁舎棟は、既存議場棟部分などの増築部分を解体する計画となっており、主要な入口は市民広場ゾーンに面して設ける。
- ・敷地北東側中央部に位置し、本庁舎（新館）や駐車場棟とのアクセスに配慮した計画とする。



3-(2) 各棟間のアクセス・敷地内の交通計画

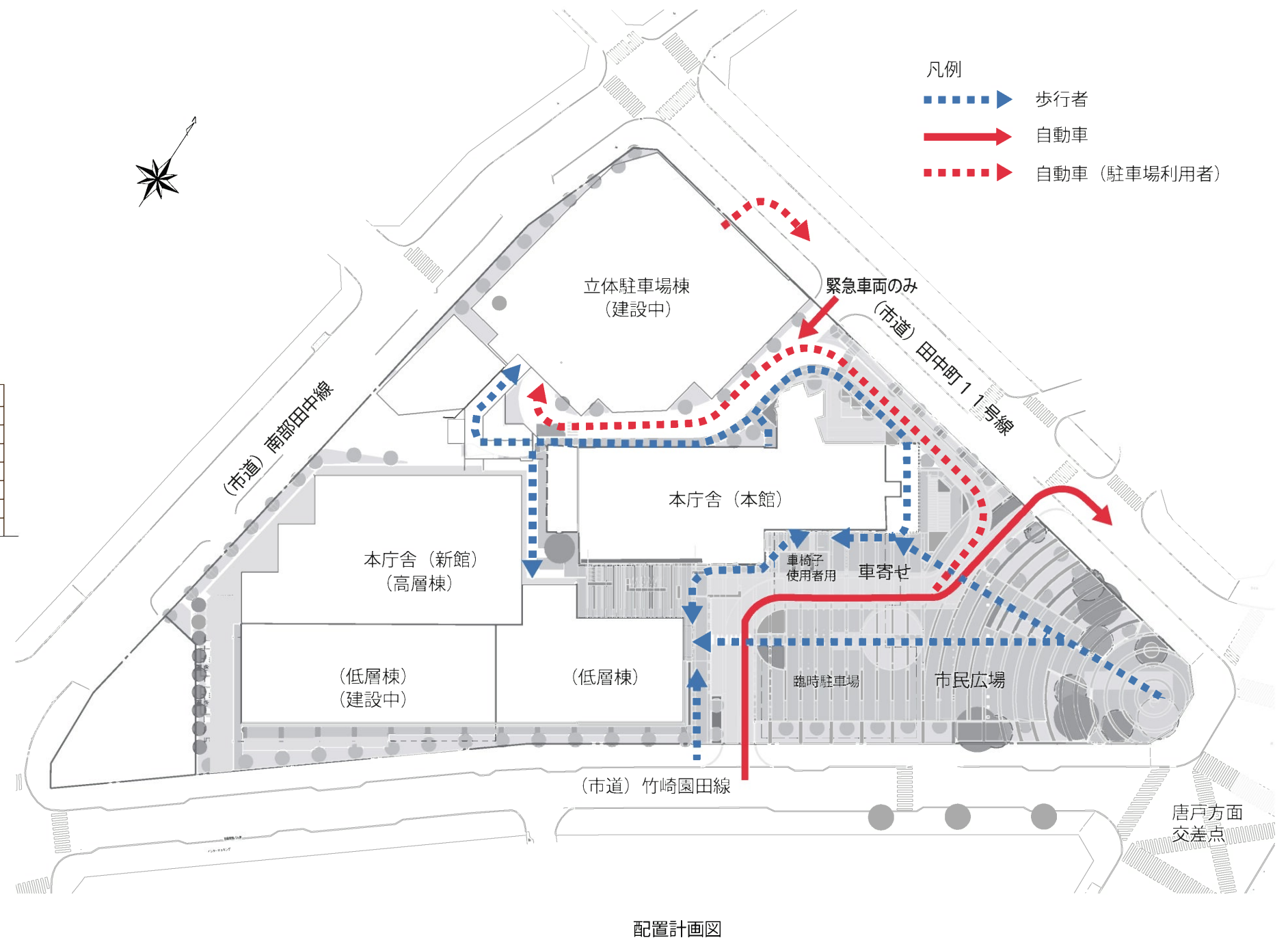
■各棟間のアクセス

- ・本庁舎(本館)と本庁舎(新館)及び立体駐車場は、各棟を屋外渡廊下にて接続し、アクセス性向上を目指す計画とします。
- ・本庁舎の西側(本庁舎(新館)側)の増築部を改築(本庁舎(本館)の床レベルに合わせる)し、立体駐車場の5階⇄本庁舎(新館)の4階⇄本庁舎(本館)の5階を渡廊下で接続し、各棟間を接続する計画とします。
- ・2階レベルでは、地盤レベルで接続可能であり、本庁舎の3階～5階へは、改築部分に新設するエレベータで移動可能な計画とします。
- ・各棟は、建築基準法上及び消防法上、渡廊下の別棟扱いに適合する計画とし、別棟とする計画とします。

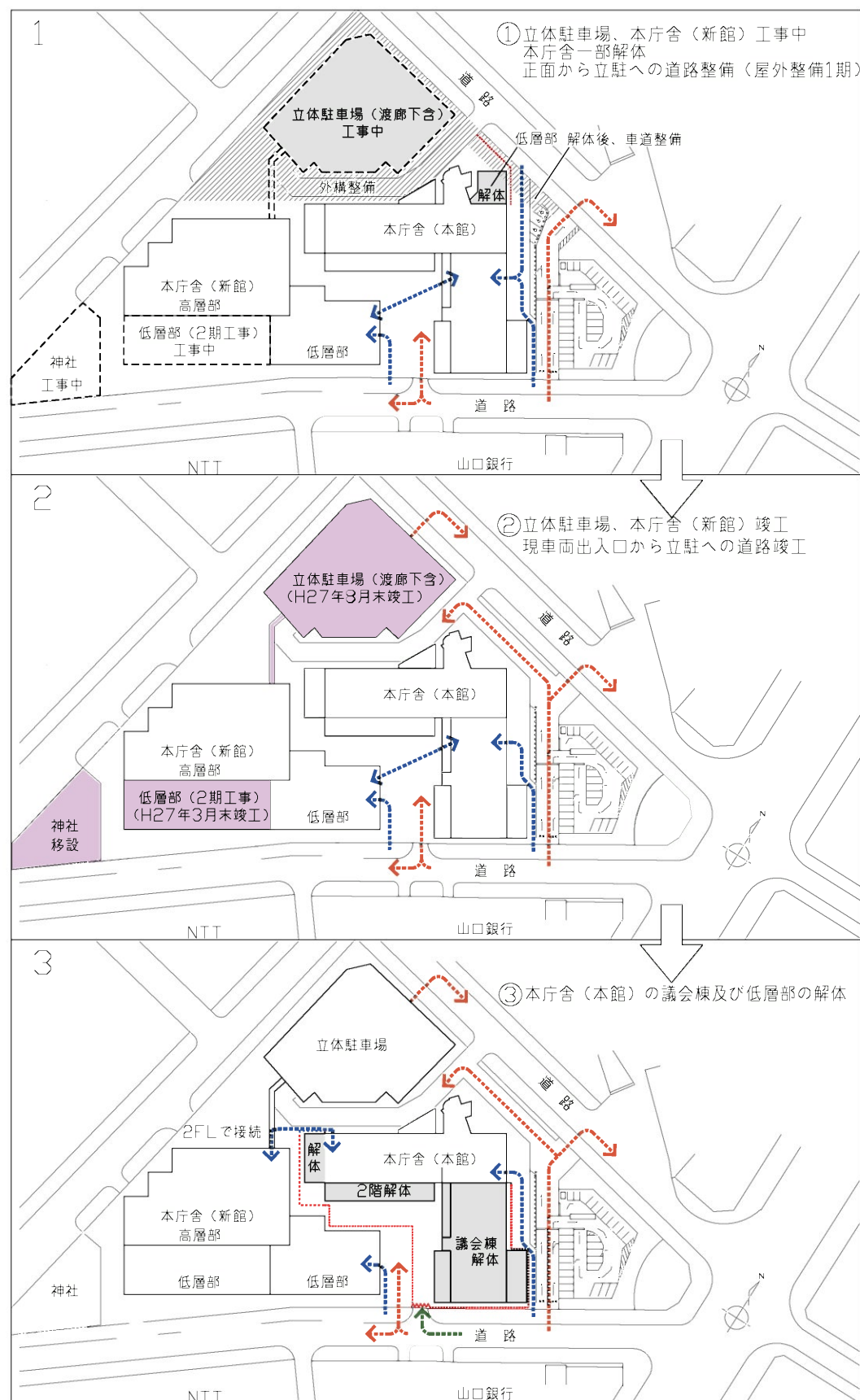


■敷地内の交通計画（下関市本庁舎屋外整備 基本設計説明書より）

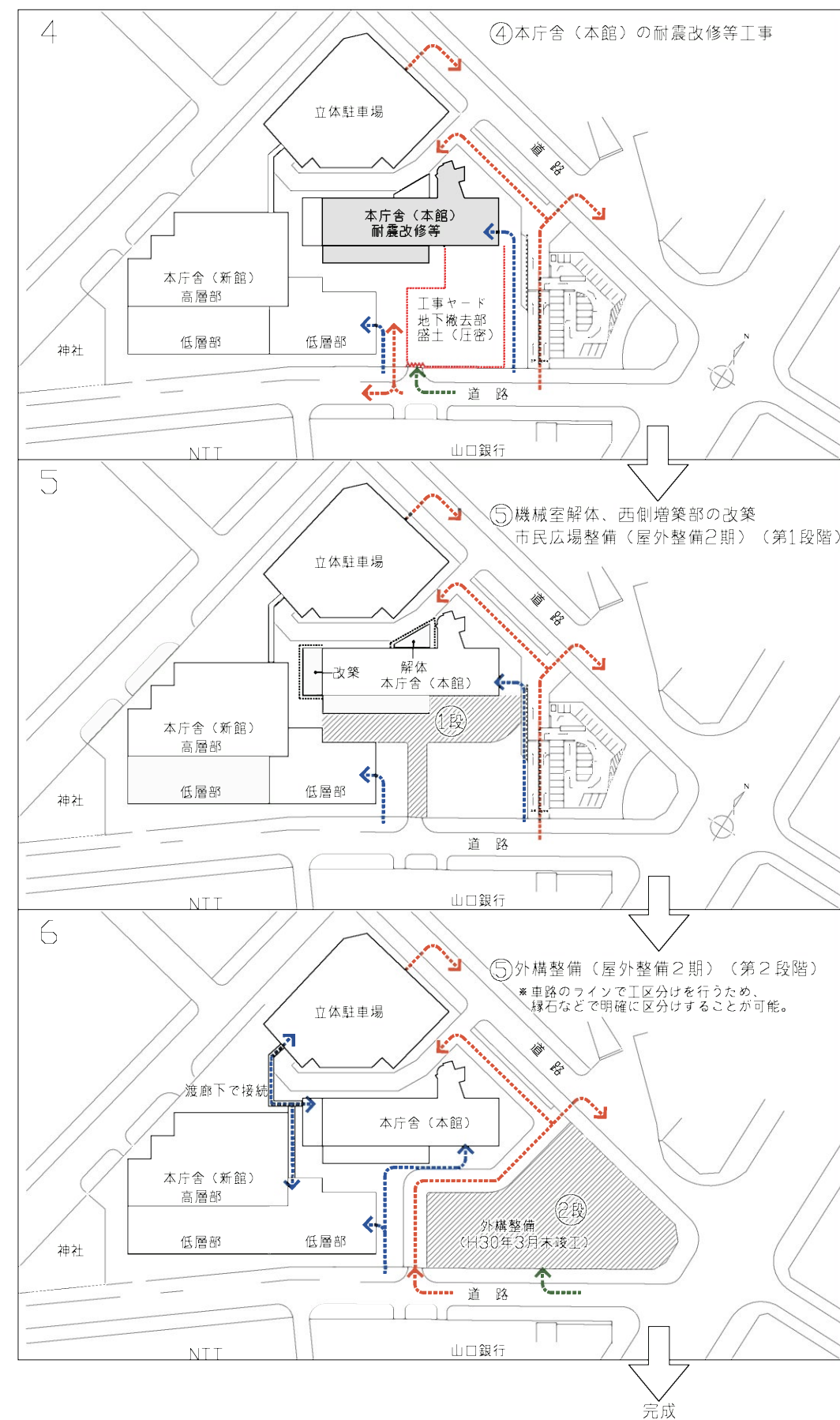
- ・歩行者の主要アプローチが唐戸方面交差点からと考え、来訪者を出迎える広場を設けるとともに、本庁舎(本館)や本庁舎(新館)に導く歩行者動線を計画。
- ・本庁舎(本館)と本庁舎(新館)、立体駐車場棟との間に渡り廊下を計画し、雨天時の利用にも配慮。
- ・市民広場側には、公共交通機関の車寄せを設けるとともに、車椅子使用者用の駐車場を設ける。(一般車駐車場は設けない。)
- ・一般車は全て立体駐車場に駐車する計画とし、緊急車両以外の来庁者及び公用車は、市民広場側から侵入する。
(緊急車両は、田中町11号線より侵入。)
- ・立体駐車場からの出口は、田中町11号線に設ける。



3-(3) 敷地内全体整備計画



← 歩行者動線
← 一般車両動線
← 工事車両動線
— 工事仮囲い



3－（４）本庁舎内改修計画

ステップ1

▽RF						
	選挙管理委員会	職員健康相談室	倉庫			
	休憩室	機械室				
▽8F						
	臨時福祉給付金室	交通対策課	職員労働組合	まちなみ住環境整備課	電話交換器室	
	監査委員事務局	入札室	検査技術管理室	大会議室		
▽7F						
	道路課	建設部長室	建築住宅課	都市計画課		
	河川課	公園緑地課	都市整備部長室	建築指導課		
▽6F						
	市長室	秘書課	総合政策部長室	広報広聴課	総務課	職員課
	副市長室	市政記者クラブ	都市戦略室	総務部長室	行政管理課	財政課
▽5F						
	管財課	契約室	市税納付室	資産税課	こども家庭課	
	地域支援課	企画課	納税課	市民税課	職員組合	
▽4F						
	生活衛生課	就労支援コーナー	保険年金課			
	成人保健課	介護保険課				
▽3F						
	保健部長室	保険医療課	家庭児童相談室	生活支援課	こども育成課	障害者支援課
	保健総務課	こども保健課	市政記者会	こども家庭課	こども未来部長室	いきいき支援課
▽2F						
	市民サービス課	出納室	上下水道局窓口	ボイラー室	ポンプ室	控室
	情報公開窓口	銀行	電気室	冷凍室	貯油室	喫煙室
▽1F						

青:本庁舎7Fへ移動

赤:新館へ移動

黄:別庁舎へ移動

ステップ2

▽RF	選挙管理委員会 職員健康相談室 倉庫					
▽8F	休憩室 機械室					
▽7F	管財課	契約室	職員組合	交通対策課	職員労働組合	まちなみ住環境整備課
▽7F	地域支援課	企画課	監査委員事務局	入札室	検査技術管理室	大会議室
▽6F	道路課	建設部長室	建築住宅課	都市計画課		
▽6F	河川課	公園緑地課	都市整備部長室	建築指導課		
▽5F	市長室	秘書課	総合政策部長室	広報広聴課	総務課	職員課
▽5F	副市長室	市政記者クラブ	都市戦略室	総務部長室	行政管理課	財政課
▽4F	改修					
▽3F	改修					
▽2F	改修					
▽1F	情報公開窓口		ボイラー室	ポンプ室	控室	
▽1F	上下水道局窓口	電気室	冷凍室	貯油室	喫煙室	

2～4階の改修

ステップ3

▽RF	改修					
▽8F	改修					
▽7F	改修					
▽6F	改修					
▽5F	都市整備部長室	都市計画課	検査技術管理室	まちなみ住環境整備課	入札室	企画課
▽4F	公園緑地課	建築指導課	交通対策課	契約室	管財課	
▽3F	市長室	秘書課	総合政策部長室	広報広聴課	総務課	職員課
	副市長室	市政記者クラブ	都市戦略室	総務部長室	行政管理課	財政課
▽2F	建築住宅課	河川課	地域支援課			
	道路課	建設部長室				
▽1F	改修					

各課所室
2～4階へ移動

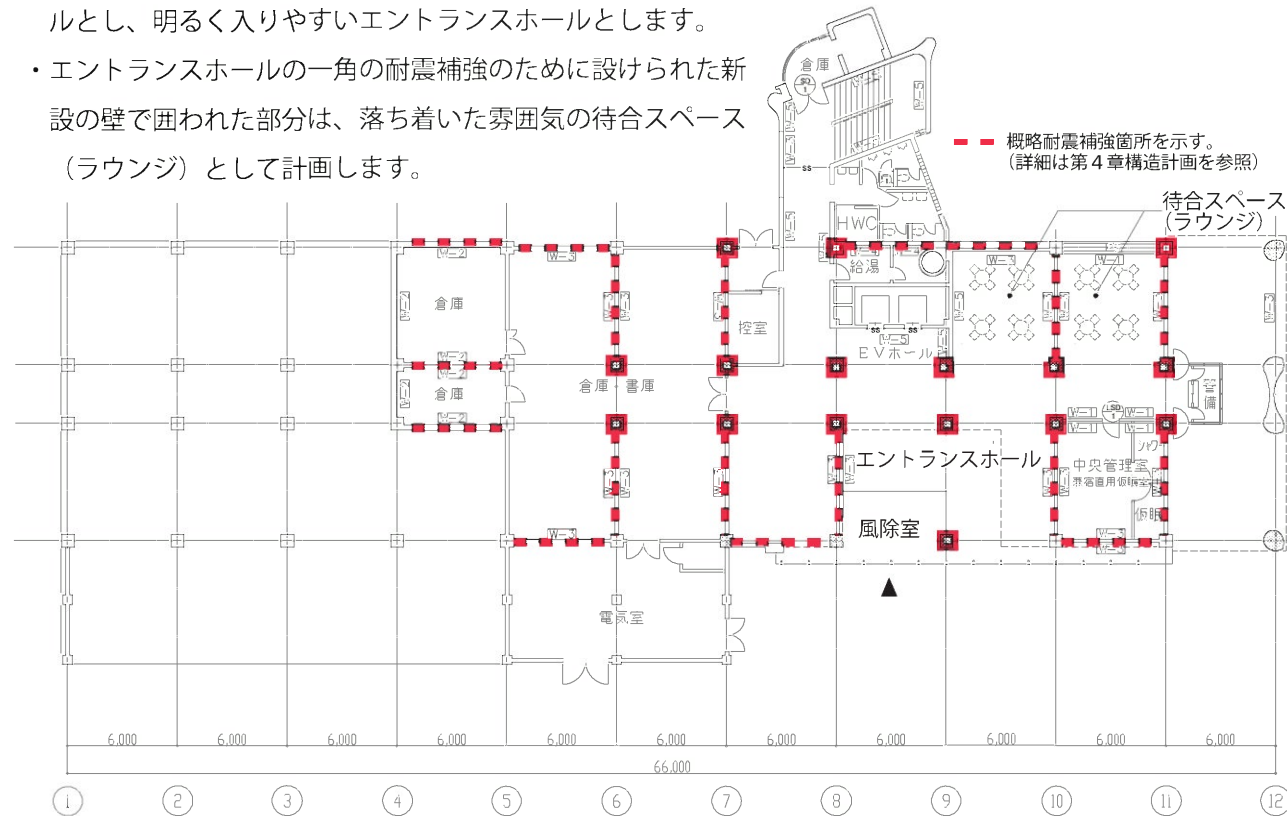
5～8階の改修

※内部改修実施計画を進めるに当たり、必要面積に不足が生じた場合には、他の庁舎へ移動することは可能とする。

3-(5) 平面計画

■ 1階平面計画

- ・議会棟とつながっていた8～11通間をガラスカーテンウォールとし、明るく入りやすいエントランスホールとします。
- ・エントランスホールの一角の耐震補強のために設けられた新設の壁で囲われた部分は、落ち着いた雰囲気の待合スペース（ラウンジ）として計画します。



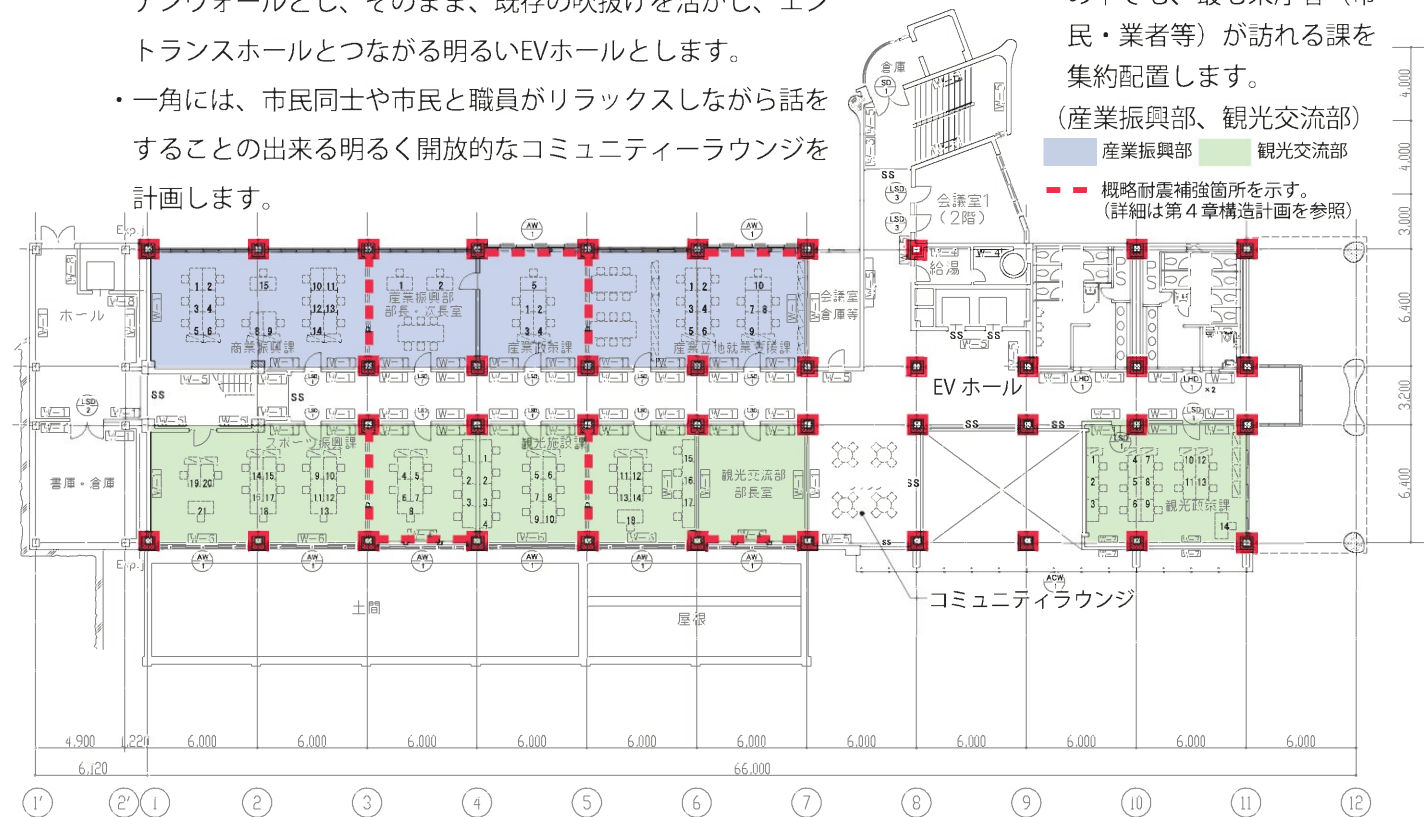
■ 2階平面計画

- ・一階同様、議会棟とつながっていた8～11通間をガラスカーテンウォールとし、そのまま、既存の吹抜けを活かし、エントランスホールとつながる明るいEVホールとします。
- ・一角には、市民同士や市民と職員がリラックスしながら話をするの出来る明るく開放的なコミュニティラウンジを計画します。

- ・本庁舎に配置される部や課の中でも、最も来庁者（市民・業者等）が訪れる課を集約配置します。
(産業振興部、観光交流部)

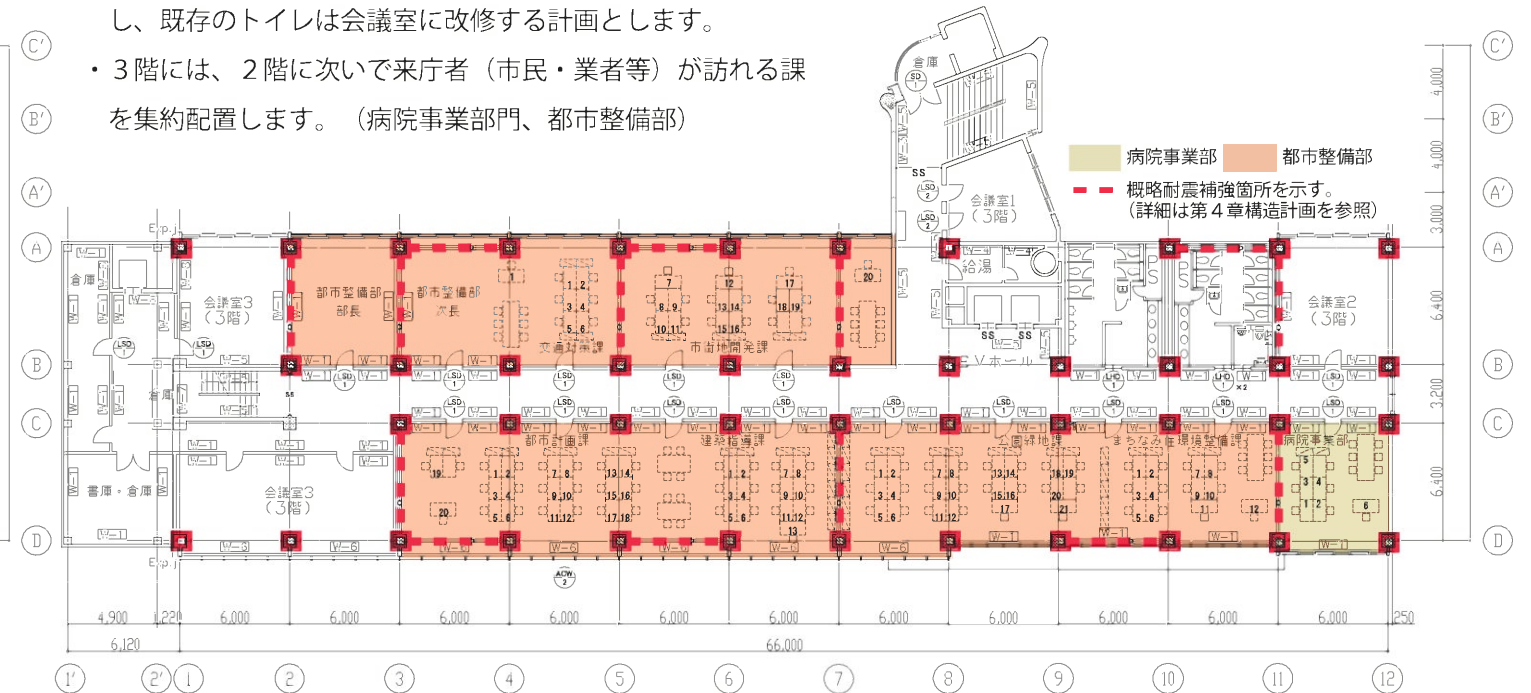
産業振興部 観光交流部

概略耐震補強箇所を示す。
(詳細は第4章構造計画を参照)



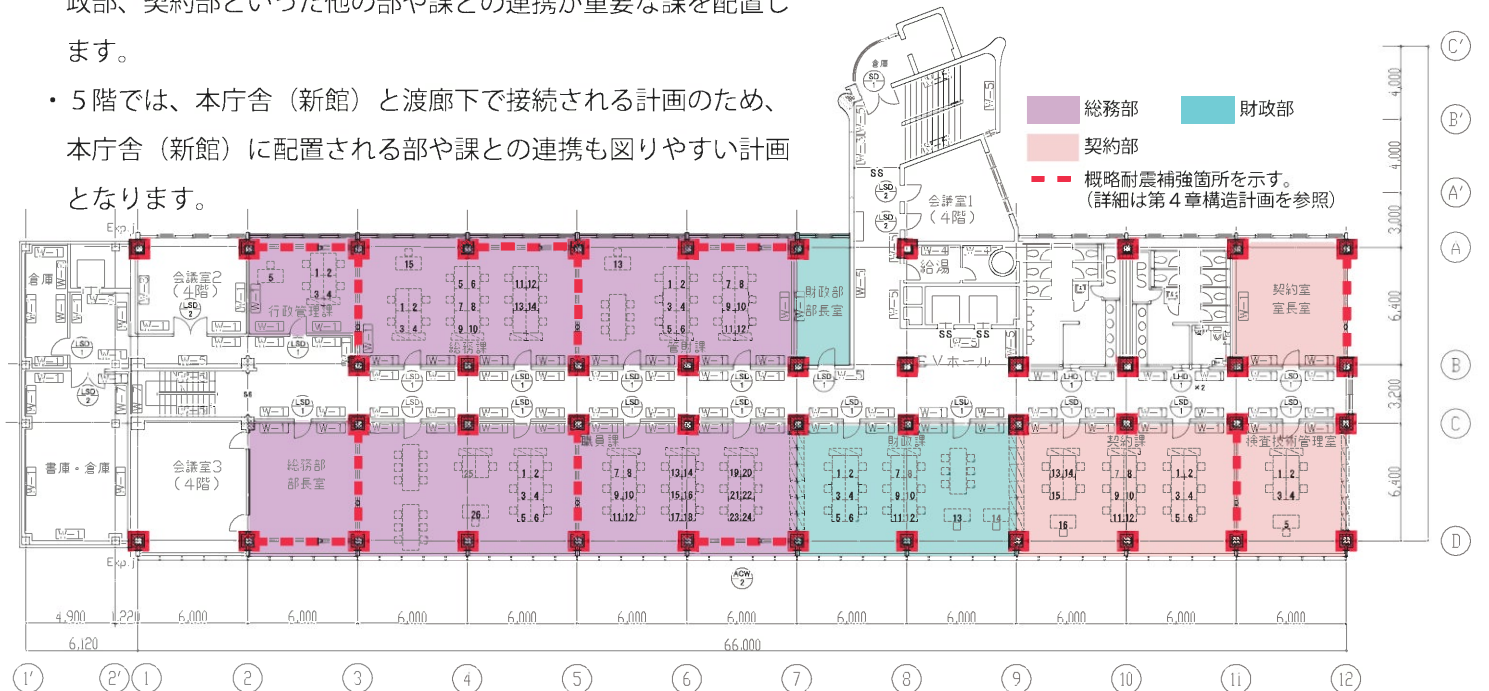
■ 3階平面計画

- ・2階～7階は、余裕を持った器具数を確保したトイレを新設し、既存のトイレは会議室に改修する計画とします。
- ・3階には、2階に次いで来庁者（市民・業者等）が訪れる課を集約配置します。（病院事業部門、都市整備部）



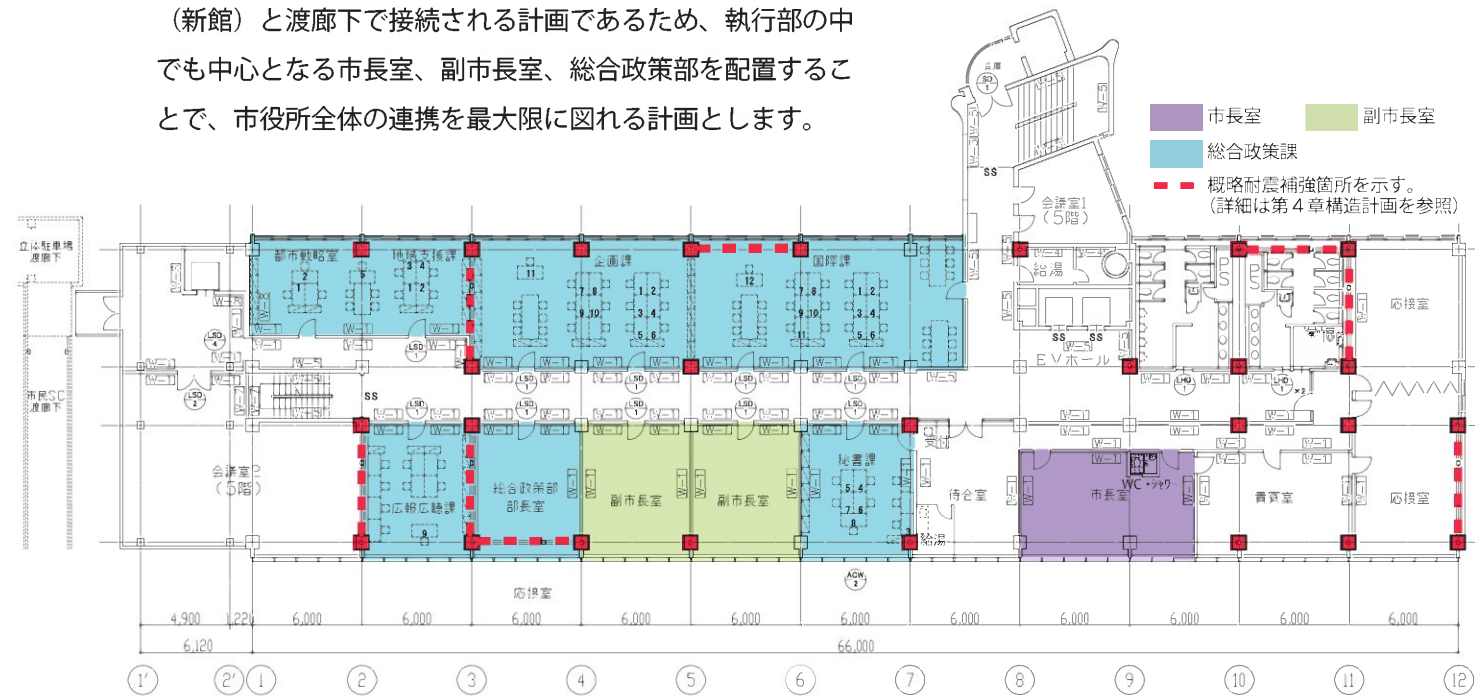
■ 4階平面計画

- ・4階は、本庁舎（本館）の中間階であることから、総務部、財政部、契約部といった他の部や課との連携が重要な課を配置します。
- ・5階では、本庁舎（新館）と渡廊下で接続される計画のため、本庁舎（新館）に配置される部や課との連携も図りやすい計画となります。



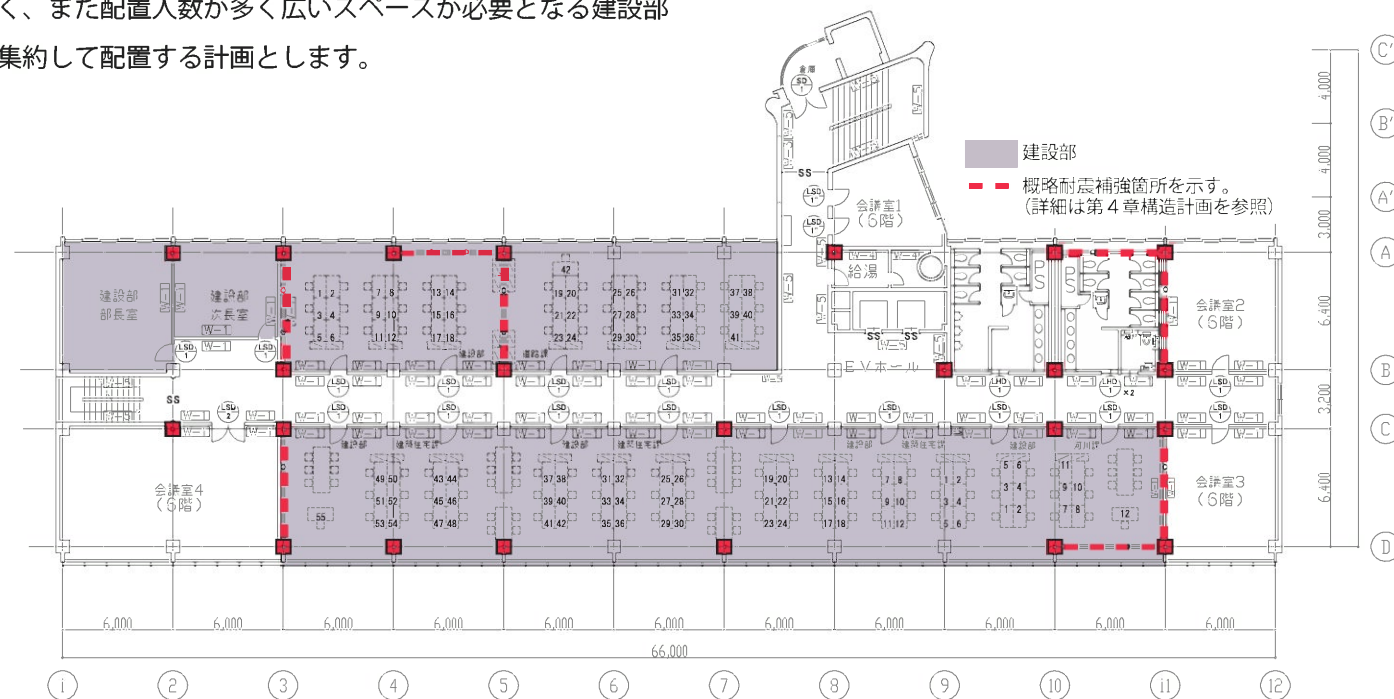
■ 5階平面計画

- 5階は、本庁舎（本館）の中間階付近であり、かつ本庁舎（新館）と渡廊下で接続される計画であるため、執行部の中でも中心となる市長室、副市長室、総合政策部を配置することで、市役所全体の連携を最大限に図れる計画とします。



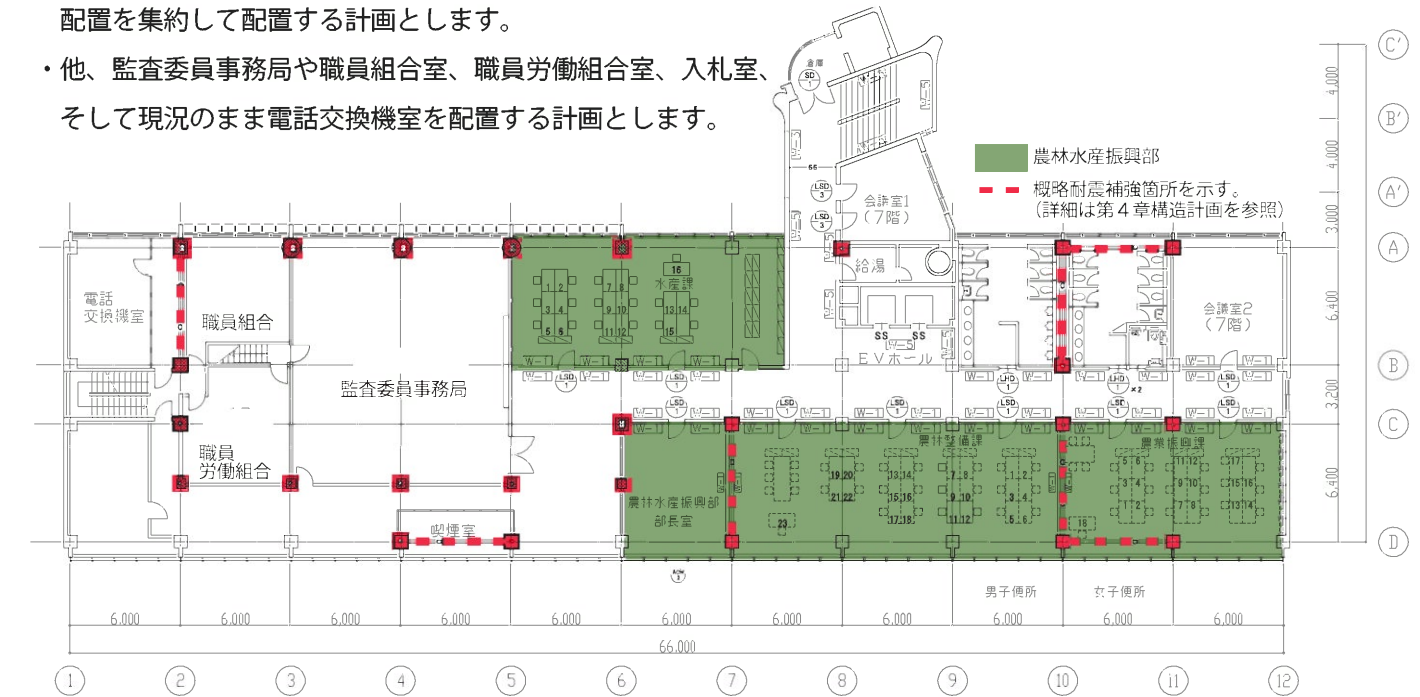
■ 6階平面計画

- 下階と比較して、専門業者を除く一般市民が訪れることの少なく、また配置人数が多く広いスペースが必要となる建設部を集約して配置する計画とします。



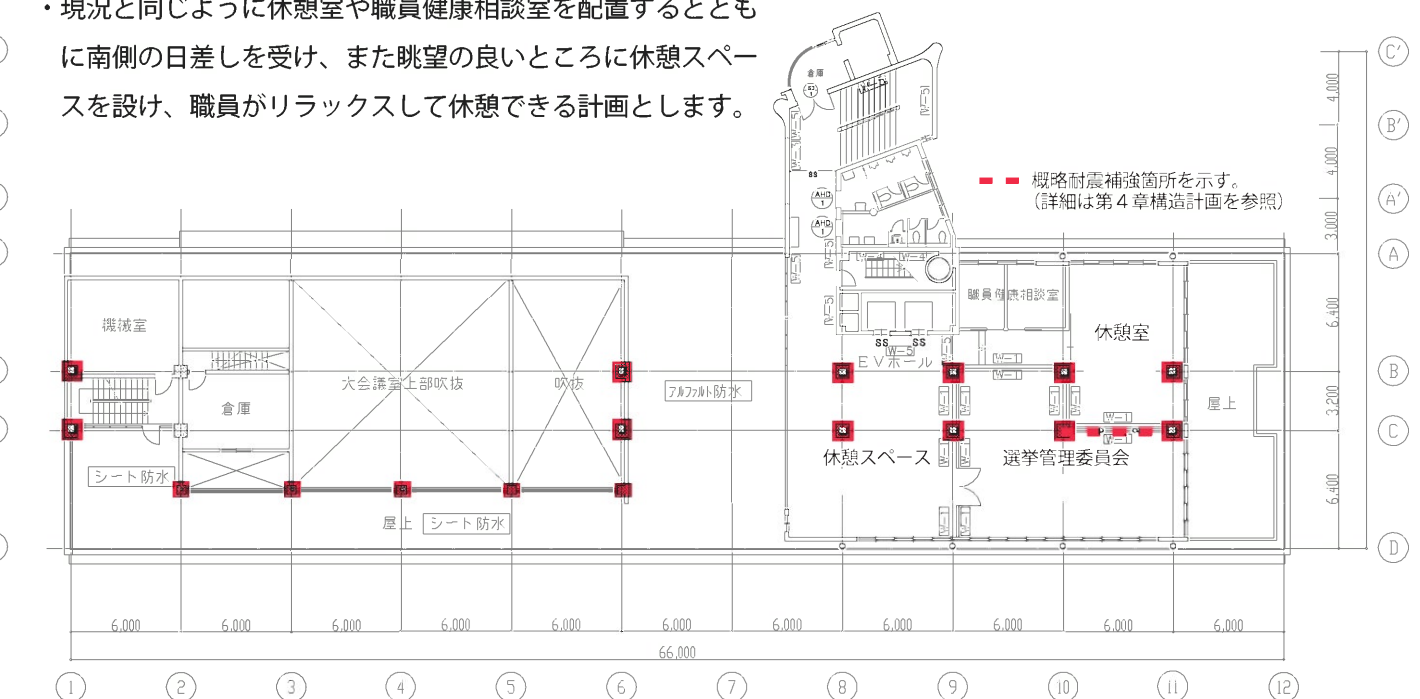
■ 7階平面計画

- 7階には、他の庁舎より移動して入ってくる農林水産振興部を配置を集約して配置する計画とします。
- 他、監査委員事務局や職員組合室、職員労働組合室、入札室、そして現況のまま電話交換機室を配置する計画とします。



■ 8階平面計画

- 選挙管理委員会を配置する計画とします。
- 現況と同じように休憩室や職員健康相談室を配置するとともに南側の日差しを受け、また眺望の良いところに休憩スペースを設け、職員がリラックスして休憩できる計画とします。



3-（6） 内装改修計画

本基本設計においては、コスト低減を図りながら、市民の目から新たな本庁舎として映るようにエントランスホールや廊下等の共用部の改修に重点を置いた改修計画とします。

（1）エントランスホールについて

床

床は、既存床材（テラゾータイル）を活用し、磨き清掃することで、現本庁舎の雰囲気を持継するものとします。

壁

耐震補強のため新設されるRC壁と既存のRC壁は、塗装を施し、明るい雰囲気とします。

天井

既存天井は、設備改修にともない、すべて撤去し、天井を新設するものとします。

（2）EVホール・共用廊下について

床

床は、既存床材（木材）を活用し、磨き清掃することで、現本庁舎の雰囲気を持継するものとします。

壁

既存の乾式壁（パーティションを含む）は撤去し、乾式壁を新設するものとします。

それに伴い、建具も新設するものとします。

新設される乾式壁と既存のRC壁は、塗装を施し、明るい雰囲気とします。

天井

天井貼り換えと直天井部分の塗装によって、明るい雰囲気とします。

（3）執務室・会議室について

床

床は、既存床材（木材）を活用し、磨き清掃することで、現本庁舎の雰囲気を持継するものとします。

壁

廊下に面する既存の乾式壁（パーティションを含む）は撤去し、乾式壁を新設するものとします。

また、既存壁の撤去に伴い、建具も新設するものとします。

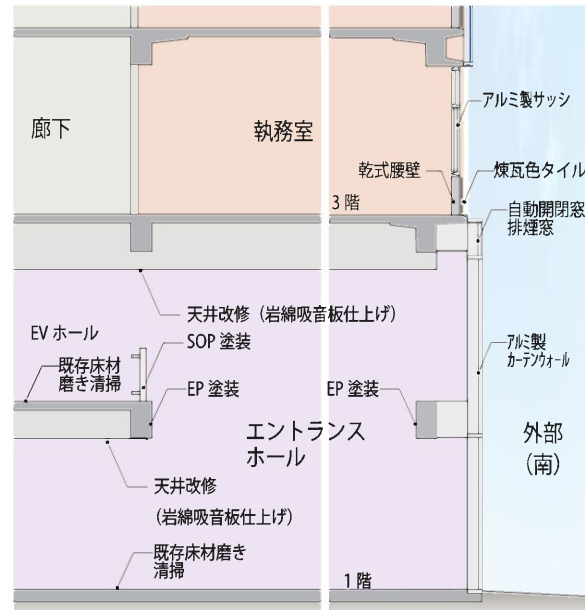
新設される乾式壁と既存のRC壁は、塗装を施し、明るい雰囲気とします。

（執務室内の壁共）

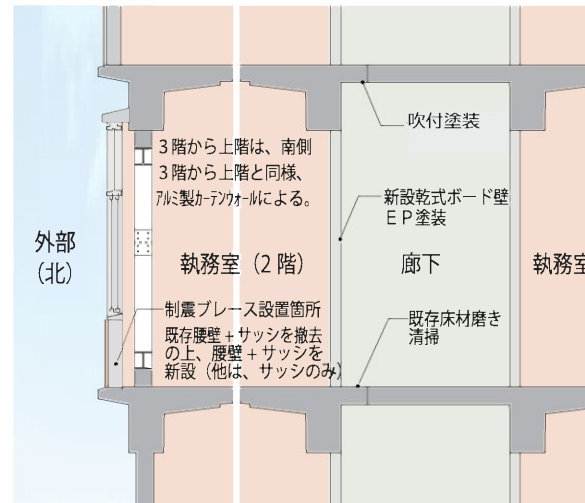
天井

吹き付け塗装を施し、明るい雰囲気とします。

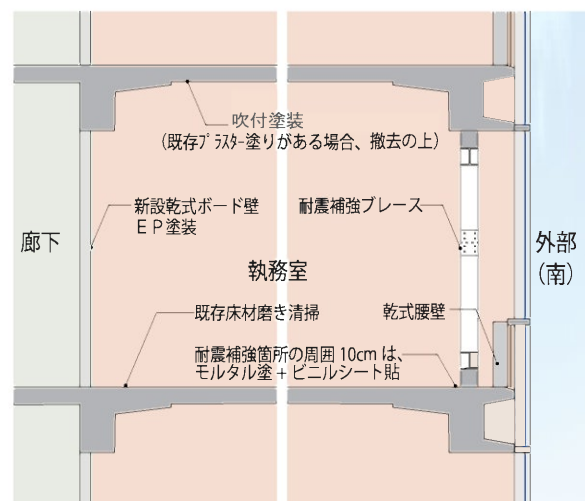
（既存プラスターが残っている範囲は撤去を含む）



エントランスホール・EVホール改修断面イメージ



南側・北側執務室(2階)、廊下改修断面イメージ



南側・北側執務室(3階～7階)改修断面イメージ

（4）既存便所について

1階・8階は、器具及びブースの更新に伴い、内装を改修する計画とします。

他階は、9通り～11通り、A通り～B通りに便所を新設し、既存便所は会議室として改修する計画とします。

①既存便所の内装改修

床

既存床仕上げ撤去の上、モルタルコテ押え+ビニル床シート貼とし、排水口を塞ぎ、乾式化を行います。

壁

既存の乾式壁（ブースを含む）は撤去し、乾式壁を新設するものとします。

それに伴い、建具も新設するものとします。

新設される乾式壁はシート貼を施し、明るい雰囲気とします。

（既存RC壁にはボードを直貼の上、シート貼）

天井

既存天井は、すべて撤去し、天井を新設するものとします。

②既存便所の会議室への改修

床

既存床仕上げ撤去の上、モルタルコテ押え+タイルカーペット貼とします。

壁

既存の乾式壁（ブースを含む）は撤去します。

廊下に面する開口には、建具を新設するものとします。

壁面は、既存RC壁にボードを直貼の上、シート貼を施し、明るい雰囲気とします。

天井

既存天井は、すべて撤去し、天井を新設するものとします。

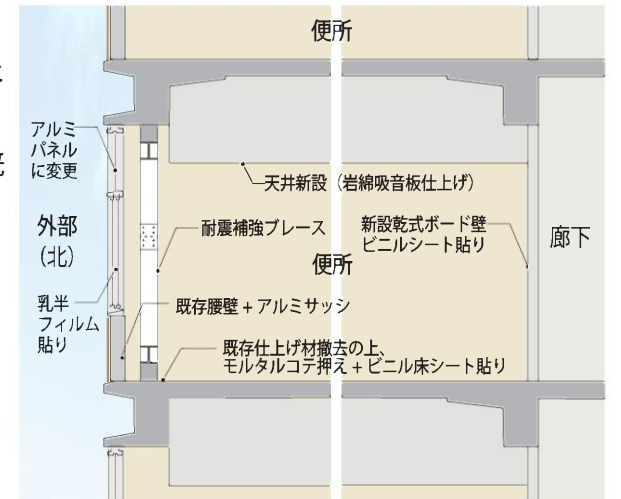
（5）既存EV撤去について

以前、増築し増設されたEVは撤去し、ホールを含め、倉庫として活用する計画とします。

（軽量なものに限る）

床は、防火区画を行うため、発砲コンクリート（t100）貼とし、その上に、モルタルコテ押え仕上げを行うものとします。

コスト低減のため、床（既存）・壁・天井は、既存のままとします。



便所新設改修断面イメージ



便所新設改修イメージイメージ



執務室間制震ブレースイメージ



会議室(既存便所改修部)改修断面イメージ

3-(7) 外装改修計画

本基本設計においては、市民の安心・安全を確保するための改修とともに、現意匠を継承しながら新たな下関市の「顔」として外装を改修するものとします。

(1) 既存外壁の改修について

外壁は、クラック補修などを行った後、複層塗材にて全面塗装を施します。

(2) 既存サッシ及び腰壁の改修について

①東側サッシ

既存の外壁は、耐震改修に伴い解体撤去します。（軽量化、靱性化のため）
撤去後の開口は、金属製のパネルで塞ぐことで軽量化し、構造への負担を軽減します。
（室内側にロックウールを吹付け、耐火1時間の外壁とする。）

②西側サッシ

東側と同様、既存の外壁は解体撤去し、増築部の改築後に外壁となる範囲の開口は、金属製のパネルで塞ぐことで軽量化し、構造への負担を軽減します。
（室内側にロックウールを吹付け、耐火1時間の外壁とする。）

③南側サッシ

既存の煉瓦積の腰壁は、漏水の要因となっており、また地震時の落下が懸念されるため、既存サッシとともに撤去し、新たな腰壁とアルミ製サッシ又はアルミ製カーテンウォールに改修するものとします。

2階の1通り〜7通りについては、増築部分を解体したのちに、乾式の腰壁（H900）を設け、外部側は煉瓦積の意匠を継承したタイル張り（乾式）とします。その上部に新たなアルミ製サッシを設けます。

3階の8通り〜12通りは、既存の腰壁とアルミサッシを撤去し、既存の腰壁とアルミ製サッシを撤去し、新たな腰壁（乾式）とアルミ製サッシに改修します。

3階の1通り〜7通り、4階〜7階の1通り〜12通りは、既存の腰壁とアルミ製サッシを撤去し、アルミ製カーテンウォールに改修します。その室内側には、外部側をタイル張りにした乾式壁を設け、現本庁舎の外観意匠を継承するものとします。

また、1階〜2階の7通り〜11通りは、既存の議会棟を解体した後、アルミ製カーテンウォールで塞ぎ、明るく開放的なエントランスホールとして改修します。

④北側サッシ

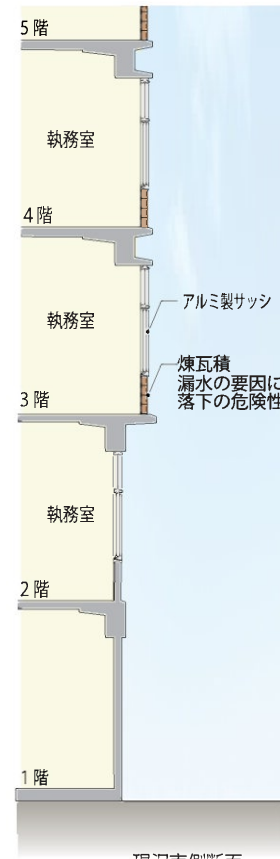
南側と同様、3階〜7階までは既存の腰壁とアルミサッシを撤去し、既存の腰壁とアルミ製サッシを撤去し、新たな腰壁（乾式）とアルミ製サッシに改修します。

9通り〜11通りは、室内が新設のトイレとなりますので、既存の腰壁とアルミサッシを撤去し、東側と同様、金属製のパネルで塞ぐことで軽量化し、構造への負担を軽減します。
（室内側にロックウールを吹付け、耐火1時間の外壁とする。）

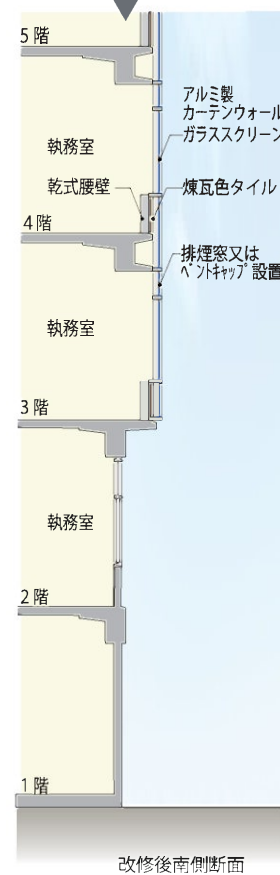
(3) 屋上防水の改修について

8階屋上については、全面、アスファルト防水（露出）にて改修し、雨水が適切に排出されるようにするものとします。

2階の5通り〜7通り、D通り〜E通りは、既存床仕上げを撤去した後、モルタルコテ押えをしシート防水+保護モルタルを施すものとします。



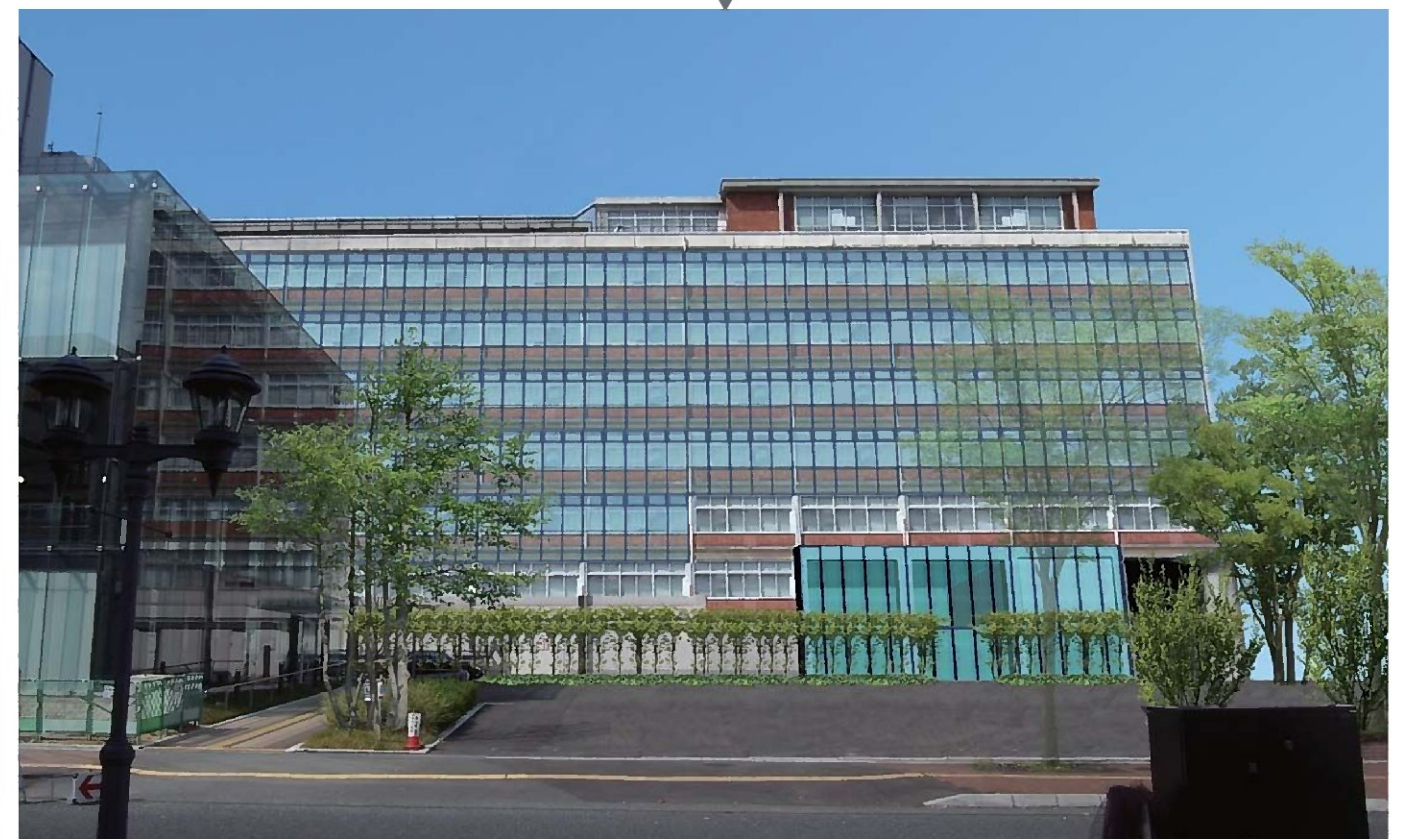
現況南側断面



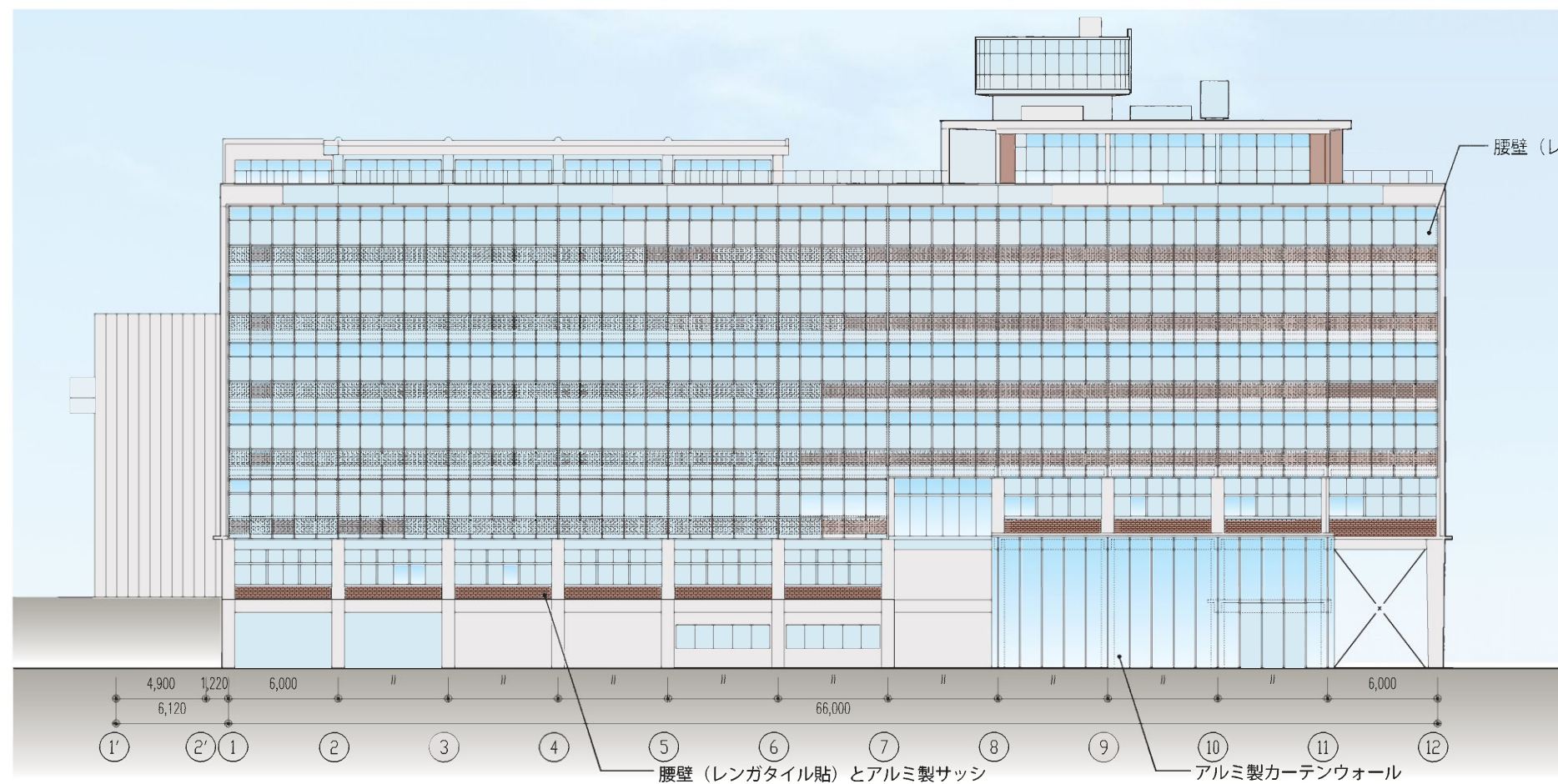
改修後南側断面



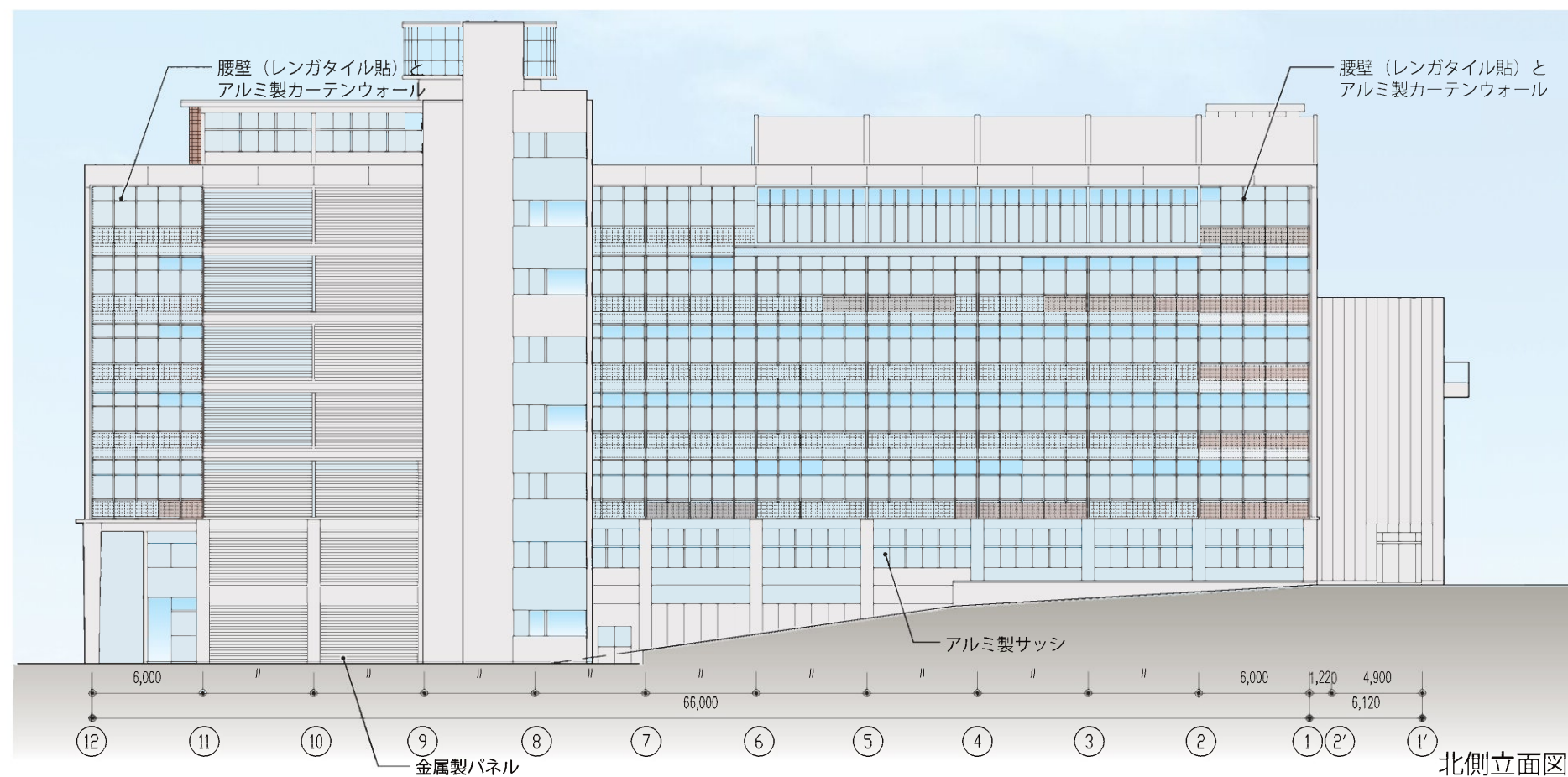
現況南側立面写真



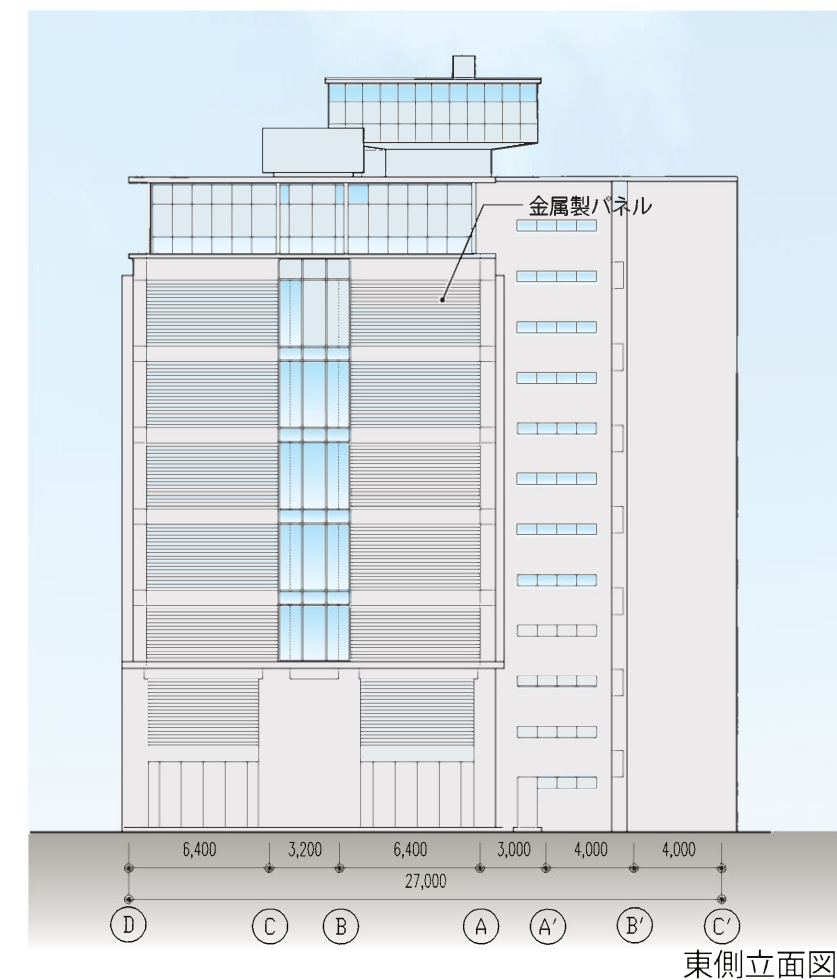
改修後南側立面イメージ



南側立面図



北側立面図



東側立面図

3-(8) 断面計画

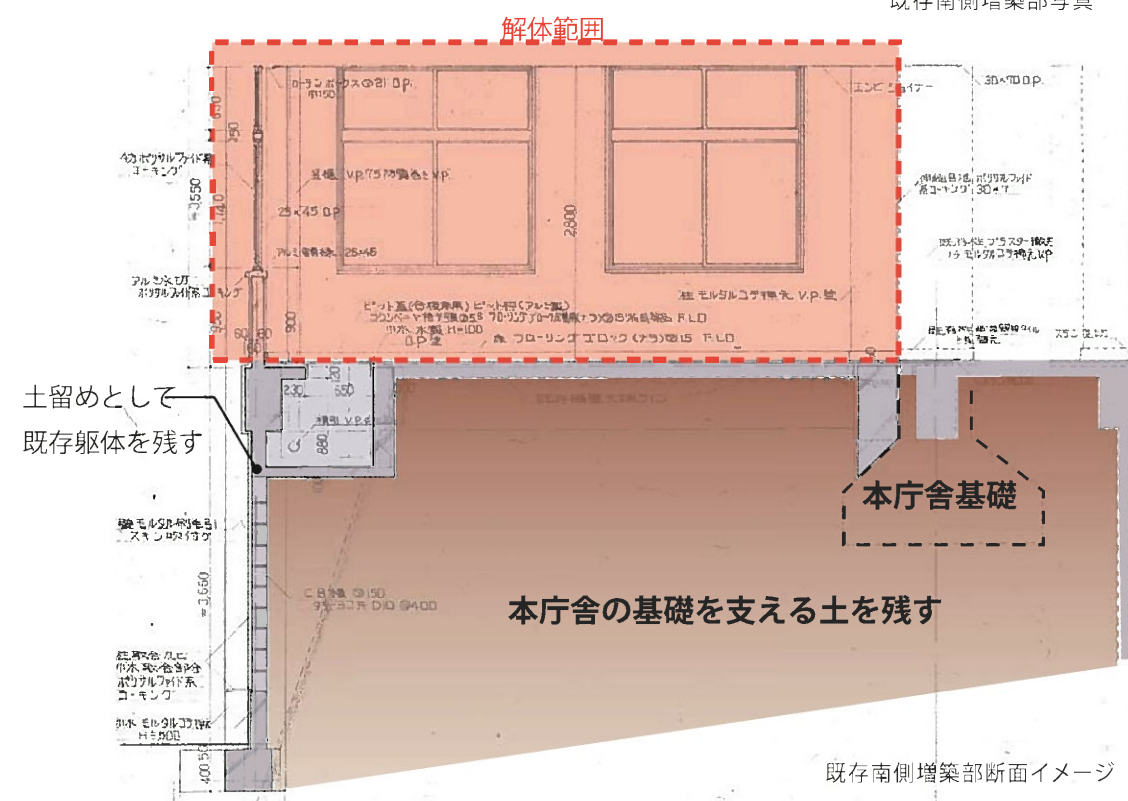
本基本設計においては、敷地レベルの高低差及び各棟の階のレベルを考慮し、安全性の維持と利便性の向上を目指す計画とします。

(1) 安全性の維持

南側増築部の1階躯体を残すことで、改修コストを押えながら、安全性の維持を行います。



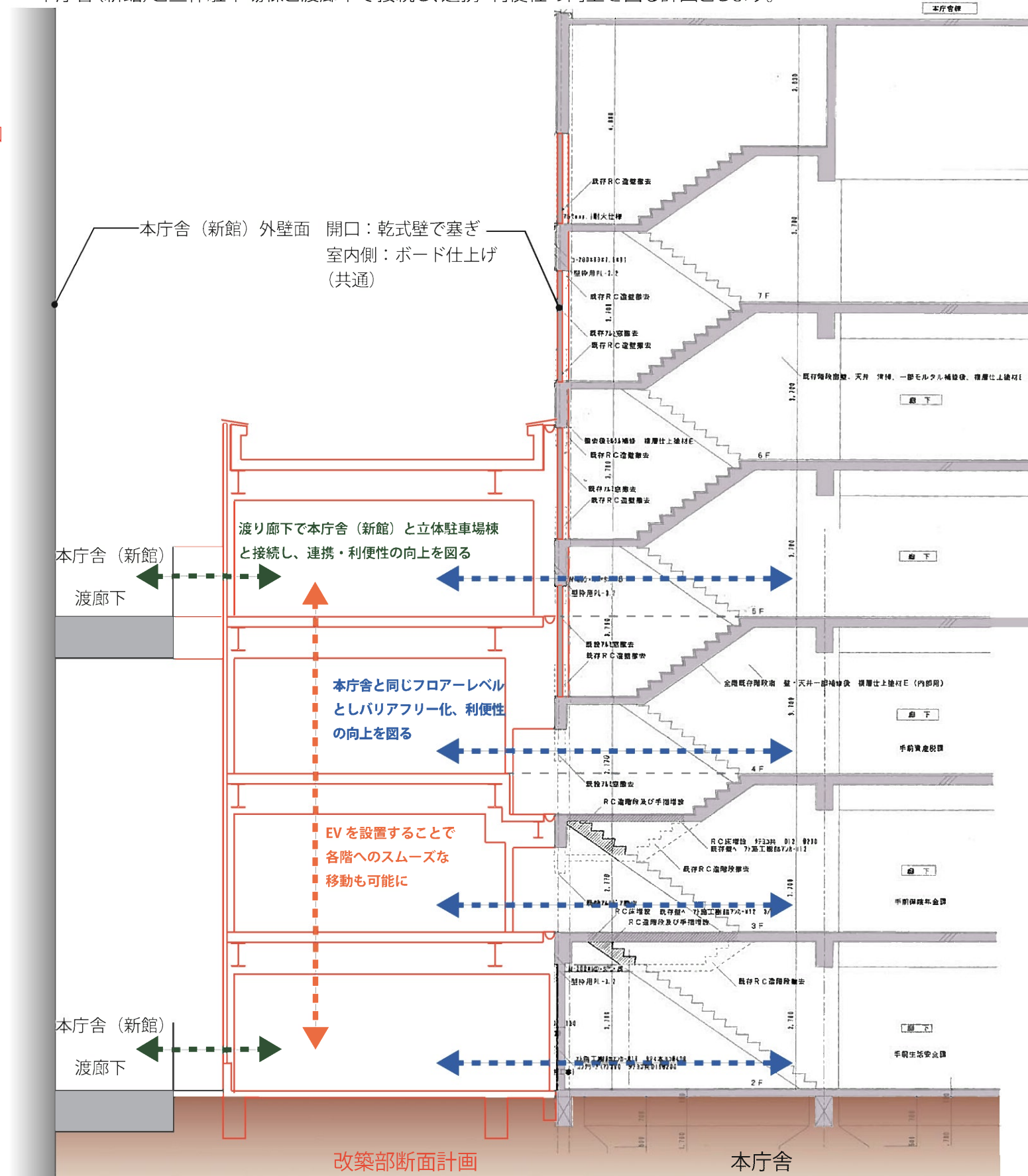
既存南側増築部写真



既存南側増築部断面イメージ

(2) 利便性の向上

西側増築部を改築し、本庁舎と同じフロアレベルとすることでバリアフリー化をするとともに、本庁舎の2階及び5階レベルで本庁舎(新館)と立体駐車場棟と渡廊下で接続し、連携・利便性の向上を図る計画とします。



3-（9） 防災計画

（1）防災計画の基本的な考え方

本施設は、不特定多数の人が同時にかつ大人数で利用するため、その防災計画には単に法的規制を満足させるだけでなく、公共施設としてより高い安全性の確保と幅広い対応を行う計画とします。

防災計画は、

- ア. 防災（災害を未然に防止し、万一の場合、その被害を最小限にとどめる）、
イ. 避難（万一被害を受けた場合、地上又は、安全な場所へ早く安全に到達させる）で構成する。

計画は、建築基準法・消防法等の関係法令並びに管理・運営上の運用計画から成る。

α. 防災計画

- ①火災対策

○火災発生防止

○火災の早期発見

○延焼防止

○消火設備

・構造の耐火性

・自動火災報知設備の設置

・熱感知器・煙感知器等

・防火区画

・内装の不燃化

・消火器設備の設置
- ②地震対策

○構造上の耐震性能向上

○設備の耐震対策

・構造計画上、安全係数を高めた計画（重要度係数 1.25）

・設備機器転倒防止

・家具類の固定
- ③水害対策

○建築計画

・建物への浸水防止

（2）排煙設備及び排煙区画について

廊下等の「室」については、排煙区画を100㎡以内でかつ「居室」と区画を行い、排煙設備設置不要な計画とします。

執務室、会議室等の「居室」については、排煙区画を500㎡以内に行い、自然排煙設備（床面積の1/50以上の排煙上有効な開口）にて排煙を行える計画とします。

（3）防火区画について

①竪穴区画

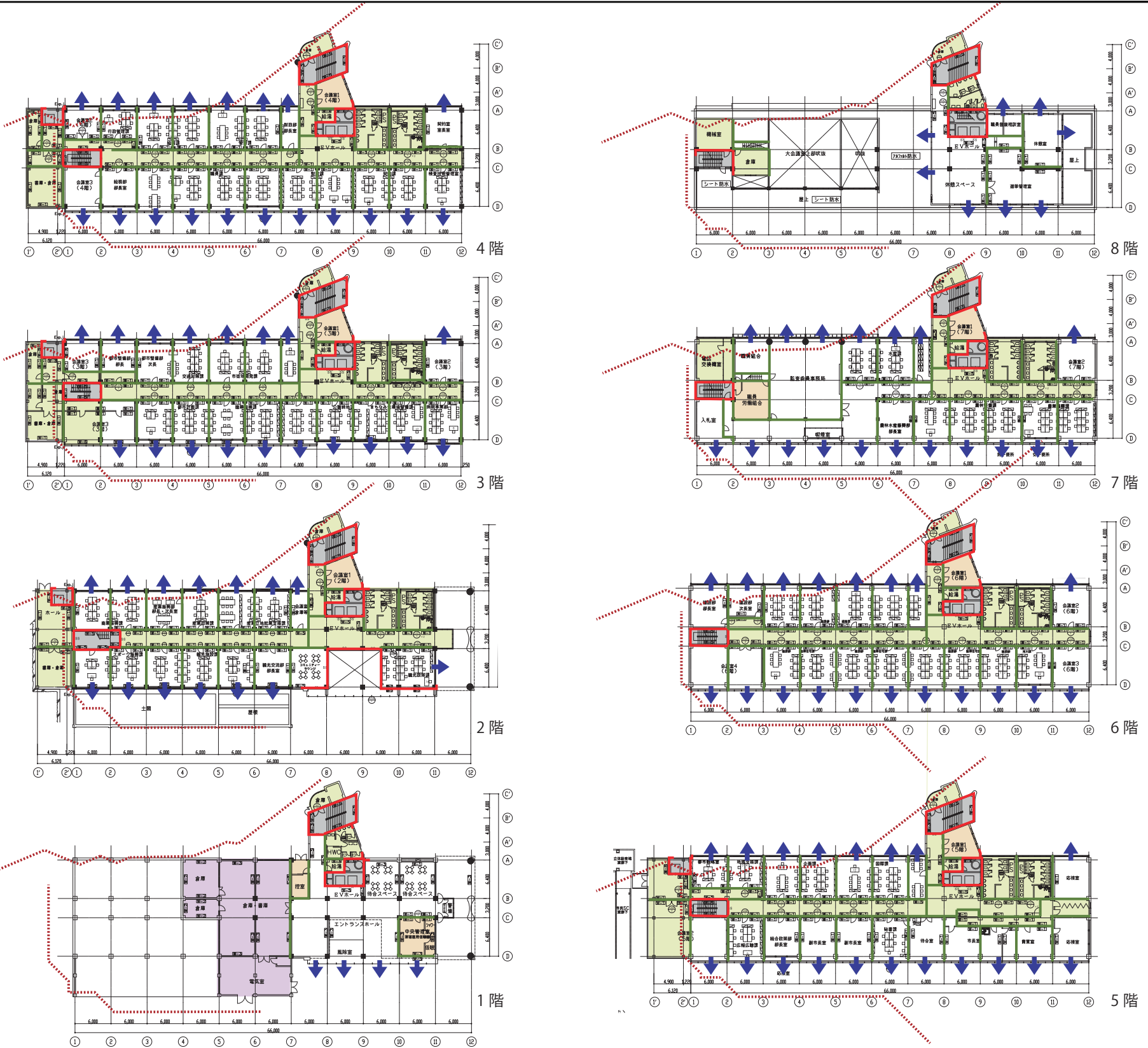
竪穴区画は、面積区画と兼ねることのできる特定防火設備で区画する計画とします。

②面積区画

昇降部分（階段、EV）を除く各階で防火区画を行う計画とします。

既存の防火扉やシャッターは撤去し、防火扉やシャッターを新設するものとし、既存EVの出入口には、特定防火設備のシートシャッターを新設します。

外壁側は、上下階の延焼防止として、900以上の耐火構造の壁を確保します。



凡例

	H12 告示 1436 号第4号ハの (1) (準不燃材料仕上+防火設備 区画の室)		令 126 条の 2 条 1 項 3 号により排煙設備免除
	H12 告示 1436 号第4号ハの (2) (100 ㎡以下で防煙壁区画の室)		排煙区画ライン
	H12 告示 1436 号第4号ハの (3) (100 ㎡以下の準耐火構造、防火設備+準不燃材料仕上 区画の居室)		面積区画ライン (竪穴区画を兼ねる)
	H12 告示 1436 号第4号ハの (4) (100 ㎡以下 下地仕上とも不燃 区画の居室)		自然排煙口

..... 延焼のおそれのある範囲を示す

3-(10)ユニバーサルデザイン計画

(1)誰もが安心して利用できる施設づくり

本施設は、公共施設として高齢者や様々な障害者の方々はもとより、幼児を連れた親や妊婦の方などを含めた、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを基本とし、改修部分においては、ハートビル法、山口県福祉のまちづくり条例を遵守することを目標とします。

(2)ユニバーサルデザインの6原則と対応策

だれでも公平な使用

多目的便所、車椅子でも楽に使えるスイッチ、握りやすいハンドルなど、身体的特徴によらない使い方ができるものを採用します。

簡単に直感的にわかる使い安さ

触っただけで、見ただけで使い方が理解できるような器具・道具を選択し、外国人や高齢者にもわかりやすく使いやすいものを採用します。

高い自由度・柔軟度

ワンレバーの水洗や手摺高さなど、利き腕などに規制されない自由な使い方のできるものを採用します。

必要な情報がすぐ理解できる

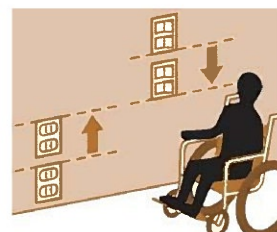
サインなどの情報伝達の道具は、色や形、位置情報に配慮し、わかりやすくアイキャッチの手法を採用する。

うっかりミスが危険につながらないデザイン

自動ドアの感知範囲を広げる、一般部では熱湯を出さないようにするなど、事故につながりそうな部分を予想し、事前に対応します。

無理な姿勢や強い力がいらず楽に使用できる

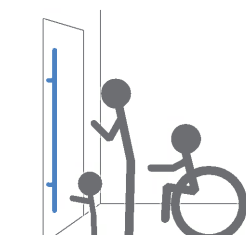
「ひねる」動作を伴わないドアノブや水洗など、様々な手の大きさや姿勢に対応でき、無理なく使える器具を選定します。



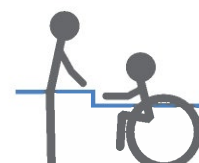
車椅子でも使い易い
スイッチ位置



非常用呼出人、オスト
メイトのある多目的便所



誰にでも使いやすい
ドアハンドル



誰にでも使いやすい
カウンター



自動水洗器具



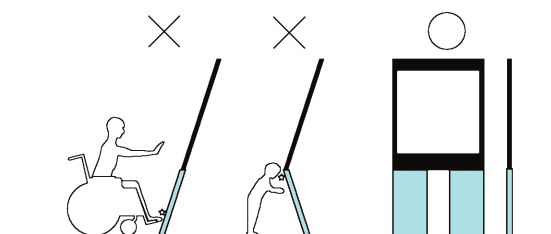
車椅子用エレベータ
操作盤



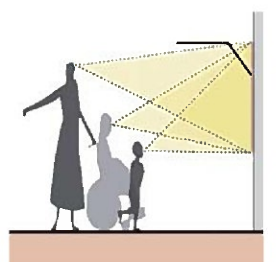
■大きめのサイン1



■大きめのサイン2



■事故の起きにくい形状・デザイン



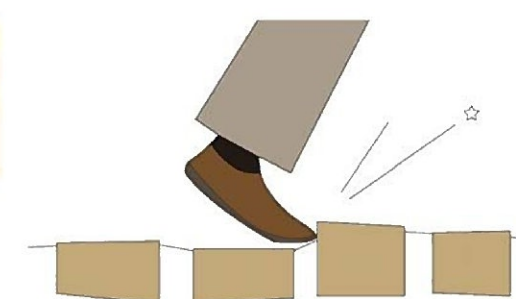
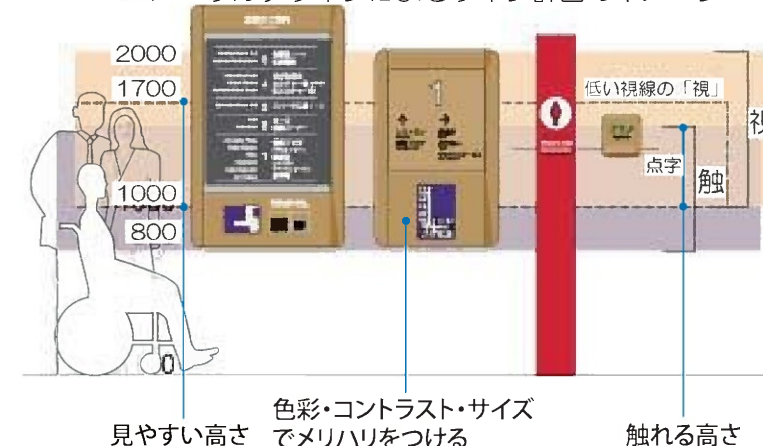
■車椅子や子供や高齢者にも使いやすく分かりやすい
寸法と設置位置



(3)ユニバーサルデザインの計画

ユニバーサルデザイン計画に沿って、誰でも使いやすい便利な施設となるよう、高齢者や車椅子利用者、杖利用者、視覚障害者、聴覚障害者に対し、平等にバリアの解消が行える計画を目指します。

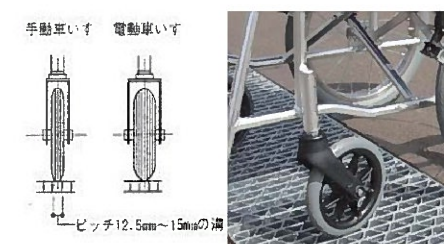
ユニバーサルデザインによるサイン計画のイメージ



内外部とも目地が少なく、凹凸の少ない
仕上材料・工法とする

車椅子利用者、杖利用者の安全対策

- ・建物内の床面はすべてフラットとし、段差や勾配となる床面をつくらぬ計画とします。
- ・便所の緊急呼出ボタン、インターホンは車椅子使用者の手の届く位置とします。
- ・通路等に杖が引っ掛かるような造作、物品、突起物が出ないようにし、転倒防止に配慮します。
- ・廊下の曲がり角には鏡を設けるなど、衝突を未然に防ぐ配慮を行います。
- ・通行の支障とならないようなベンチ、ゴミ箱等の配置を検討します。



車椅子の車輪が落ち込まず、通行に
ストレスのない排水溝蓋とする

視覚障害者の安全対策

- ・階段などの段差部には踏面と蹴上部で明度差の大きい色を使います。
- ・腰から上の突起物は感知できないことから、床面65cm～200cmの範囲には、壁から10cm以上の突起を設けない計画とします。



段差をなくした建具の選定を行う

3- (11) 環境配慮計画

環境配慮（環境負荷低減）項目設計方針

地球規模の課題である「環境負荷低減」に積極的に取り組み、下関市のまちづくり拠点施設として、周辺地域や地球環境にやさしい施設づくりを行います。

以下の5つの項目に係る最新の環境技術を導入し、LCCO₂(ライフサイクルCO₂)低減を図り、「エコ化」を目指します。

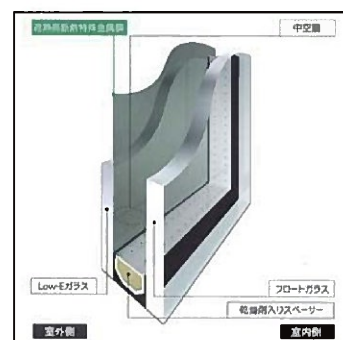
1) 熱負荷の低減

①開口部の高断熱化

- ・執務室等の改修する窓にLow-e複層ガラスを採用し、窓廻りの断熱性能の向上及び熱負荷の低減を図ります。

②全熱交換機

- ・換気時に室外と室内の熱と湿気を交換する全熱交換機を採用することにより、外気負荷を低減し、省エネルギーを図ります。



Low-e 複層ガラス

2) 省エネ・省資源

○電気設備的要素

①照明器具に関わる省エネ対策

- ・ワーキングエリア、機械室、倉庫等共用部にはLED照明を主体照明とし省電力で高効率な照明計画とすることにより、電力消費の低減を図ります。
- ・廊下、エントランスホール等共用部には、ランプ取替メンテナンスが省力化でき、点灯初期よりフル照度が確保できるLED光源を採用します。
- ・便所やロッカー室には、利用していないときの消し忘れを防ぐ人感センサーを設置します。



LED照明器具

②超高効率変圧器

- ・トップランナー2014変圧器を採用し、電力負荷低減につなげる計画とします。

○機械設備的要素

④空調機器に関する省エネ対策

- ・空気の利用する成績係数(COP)の優れた高効率のパッケージ空調機等の採用により、電力消費量の低減を図ります。

⑤節水型機器等の採用

- ・節水効果の高い節水型器具、自動水栓、擬音装置、感知洗浄等を採用し、水資源の有効利用を図ります。



節水型機器

3) 自然エネルギー利用

①自然通風・自然採光

- ・エントランスホールの南側アルミ製カーテンウォールには、上部にスウィング窓（自然換気窓）を設置することで、煙突効果を利用した自然換気を促進するとともに、自然採光を取り込むことで、空調・照明の不可低減を図ります。



スウィング窓（自然換気窓）

4) 建物の長寿命化・更新性への配慮

①躯体の長寿命化

- ・南側壁面にはアルミ製カーテンウォールで既存躯体をガラスで覆うことで、コンクリートの中性化を抑制を図ります。
- ・サッシや金属部には塩害対策を考慮した材料や塗膜を施すことで、維持管理に優れた外装計画とします。



ガラスで覆われる外壁

5) 生産と廃棄に関わる配慮

⑩エコマテリアル

- ・シックハウス対策法に基づく規制対象外材料またはF☆☆☆☆の材料を採用し、VOC（揮発性有機化合物）による人体への影響に配慮します。

⑪循環型製品・再生材料

- ・再生砕石などの再生材料や地産木材、グリーン調達指針に基づいた循環型製品として、エコマーク建材、EMケーブル等を採用することに努めます。

